

第2条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「月額」を「額」に、「応じて、当該各号に掲げる」を「応じ、当該各号に定める」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 第1項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、その額と55,000円との差額の2分の1を55,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、その額と55,000円との差額の2分の1を55,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

第10条第3項第2号中「応じ」の次に、「、支給単位期間につき」を加え、「1箇月」を「支給単位期間」に改め、同項第3号中「応じ、」の次に「前2号に定める額（1箇月当たりの）を加え、「掲げる額」を「定める額」に、「（その額が45,000円を超えるときは、その額と45,000円との差額の2分の1を45,000円に加算した）」を「が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、その額と55,000円との差額の2分の1を55,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た」に改め、同条第4項中「月額」を「額」に、「人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の1箇月の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額（その額が20,000円を超えるときは、20,000円）及び同項の規定による額の合計額」を「次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円を支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の特別急行列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第10条第5項中「月額」を「額」に改め、同条に次の3項を加える。

6 通勤手当は、支給単位期間（人事委員会規則で定める通勤手当にあっては、人事委員会規則で定める期間）に係る最初の月の人事委員会規則で定める日に支給する。

7 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の人事委員会規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して人事委員会規則で定める額を返納させるものとする。

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として人事委員会規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

第15条の5第2項中「100分の155」を「100分の140」に、「100分の145」を「100分の160」に、「100分の135」を「100分の120」に、「100分の125」を「100分の140」に改め、同条第3項中「100分の155」を「100分の140」に、「100分の85」を「100分の75」に、「100分の145」とあり、及び「100分の135」を「100分の160」に、「100分の75」を「100分の85」に、「100分の125」を「100分の120」に改める。

（熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年熊本県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表を次のように改める。

号 給	給料月額
	円
1	404,000
2	457,000
3	514,000
4	585,000
5	668,000
6	781,000
7	913,000

第5条第2項中「100分の155」を「100分の140」に、「100分の170」を「100分の160」に、「100分の180」を「100分の170」に改める。